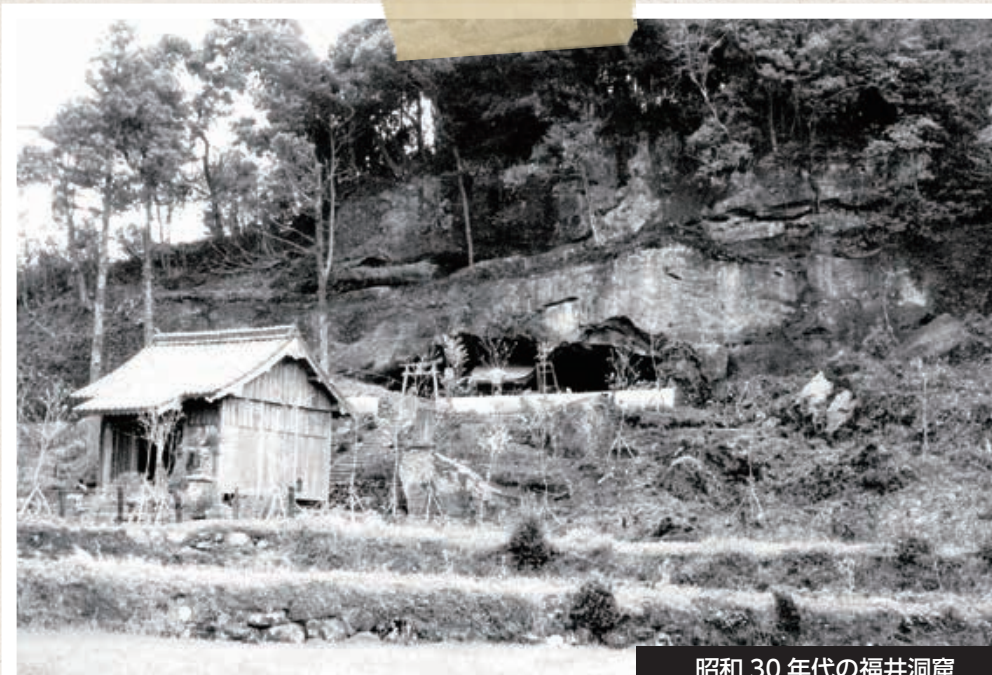


日本の宝 福井洞窟

～発掘調査から特別史跡指定へ～



昭和 30 年代の福井洞窟

皆さんは、佐世保市が「洞窟遺跡の数 日本一のまち」であることをご存じですか。市内には、洞窟を含む約 500 件の遺跡があります。中でも、吉井町にある福井洞窟は、ことしの 10 月 11 日（金）に文部科学大臣によって国の特別史跡（「学術的価値が高く、我が国文化の象徴」となる文化財で、いわゆる「国宝」と同じ価値を持つもの）に指定され、日本の宝の 1 つと認められました。

今回の特集では、専門家に伺った福井洞窟の価値や今後の活用方法の他、遺跡がどのようにして発掘されるのかなどを紹介します。

福井洞窟が特別史跡に指定されるまで

昭和 10 (1935) 年	地元郷土史家の松瀬順一氏が 福井稲荷神社本殿の建て替え 時に縄文土器などを発見	昭和 53 (1978) 年	国史跡「福井洞窟」に指定
昭和 35 (1960) 年	福井洞穴第 1 次調査	平成 24 (2012) 年	福井洞窟再発掘調査
昭和 38 (1963) 年	福井洞穴第 2 次調査	令和 2 (2020) 年	出土品が国の重要文化財に指定
昭和 39 (1964) 年	福井洞穴第 3 次調査	令和 3 (2021) 年	福井洞窟ミュージアム開館
		令和 6 (2024) 年	特別史跡に指定
		※発見当初は福井洞穴と呼ばれており、国史跡に指定を受けた際に福井洞窟に名称が変更されました。	



昭和 35 年第 1 次調査



平成 24 年再発掘調査



現在の神社本殿

福井洞窟の価値と今後の活用方法



小林 達雄 先生（國學院大學名誉教授）

縄文時代研究の第一人者。昭和 38（1963）年の福井洞穴第 2 次調査に参加以降、発掘調査の指導などで福井洞窟と深い関わりがある。福井洞窟整備検討委員会委員長。



下川 達彌 先生（活水女子大学特別教授）

佐世保出身。昭和 39（1964）年の岩下洞穴の調査に参加。その後も市内各地の遺跡調査に従事し、佐世保市史 100 周年の編さんにも携わる。福井洞窟整備検討委員会副委員長。

福井洞窟特別史跡への指定

福井洞窟が特別史跡に指定されたことを受けて「これはとんでもない大きな出来事です。福井洞窟は、洞窟という限られた空間の中で、古い層から新しい層へと文化層が積み重なっており、当時の人々の生活や行動などを教えてください。日本列島における旧石器文化の終わりと、縄文文化の始まりを、1 つの場所で具体的に示してくれる、全国的にも数少ない遺跡です」と話すのは、國學院大學名誉教授の小林達雄先生です。

「旧石器文化から縄文文化への移り変わりを明らかにしようと、芹沢長介先生（日本の旧石器時代研究の開拓者）が先頭に立って福井洞窟の調査が始まりました。私は昭和 38 年に実施された第 2 次調査への参加が福井洞窟との最初の関わりになりますが、調査では、期待どおりの成果を私たちに示してくれました」と福井洞窟との関わりや思い出を振り返ります。

「洞窟遺跡日本一のまち」になった背景

佐世保市には、令和 6 年 11 月現在で 36 カ所の洞窟遺跡があり、その数は日本一を誇ります。その背景について下川達彌先生に尋ねると、「福井洞窟がある場所は、第 1 次調査が行われた当時、佐世保市の隣町、北松浦郡吉井町でした。福井洞窟の発掘調査で成果が上がり、『隣接する佐世保市にも同じような遺跡があるんじゃないか』ということになって、昭和 39 年には岩下洞穴（松瀬町）の発掘調査が行われました。福井洞窟で足りない物が見つかるんじゃないか、あるいは福井洞窟のことを証拠立てる資料が増えるんじゃないか、そういう考えや期待があったんだと思います。また、佐世保市には多くの自然が残されていることや、軍港で立ち入りが禁止されていた区域が多くあったことなども、多くの遺跡が残っている理由だと思います」と遺跡の発掘調査が進んだ経緯を、歴史的な背景などを交えて説明していただきました。福井洞

窟の発見が当時の人たちの心を動かし、その思いが今に引き継がれて、「洞窟遺跡日本一のまち」につながっていると言えそうです。

これからの福井洞窟の在り方

小林先生は「今回、福井洞窟が特別史跡に指定されましたが、これはゴールではありません。この機会をスタートラインとして、新しい展開をみんなで模索していかなければなりません。遺跡は、復元や保存に重点が置かれがちですが、むしろ大事なことは、これを土台として、次をどのように展開していくかということだと思います。私たちは問題意識を持って、さまざまなことに取り組んでいく必要があります」と、これからの取り組みについて話します。

続けて、「福井洞窟の周辺には、岩下洞穴や泉福寺洞窟、直谷城址など、重要な遺跡が多くあります。それらをひとまとめにして、『洞窟遺跡日本一のまち 佐世保』を世間に発信していかなければなりません。世間というのは日本だけではなく世界に向かって発信する価値があるということをみんなが認識して、取り組みを進めていくことが必要です」と、福井洞窟の価値と、その向き合い方について力を込めて話します。

最後に、これからの福井洞窟の在り方について尋ねると、「大切なことは 2 つ。1 つ目は、福井洞窟を盛り立てていくことです。そのためには、特別史跡になった福井洞窟にどのようにして新しい力を与えていくか、あるいは風格を備えさせていくかという検討が必要です。2 つ目は、みんなで福井洞窟を保存していくことです。特別史跡は孤立した存在ではないことを理解した上で、取り巻く環境（教育、観光、河川、道路など）に関わる関係者が一体となって取り組みを進めていく必要があります」と熱心に話していただきました。

（取材日 10 月 30 日）

遺跡がどのようにして発掘されるのか

2 種類の「発掘調査」

遺跡の発掘調査には、開発工事に伴う「緊急発掘調査」と遺跡の保存を目的とする「学術調査」の2種類があります。

遺跡(埋蔵文化財^{ほうざうち}包蔵地)内で土木工事などを実施する際、事前に届け出・通知をする必要があります。その届け出等に伴って実施する調査のことを緊急発掘調査と言います。工事範囲に遺跡があった場合は、遺跡の規模や時代の詳細、工事への影響などをより詳しく調査します。一方、学術調査は、行政や研究機関が学問的調査や保存整備を目的として指定史跡の発掘調査を行うものです。

緊急発掘調査



建物を建てたい



遺跡の有無の調査



調査後建築

学術調査



学術的必要性



発掘調査

発掘調査の進め方

ことし10月、市内で緊急発掘調査を行いました。調査を実施した、文化財課の高橋さんに発掘調査の進め方について話を伺いました。



文化財課
高橋さん

① 試掘・範囲確認調査

対象となる工事現場付近を複数力所、基本的には手作業で1～2m程掘ります。試掘調査では、工事現場に新たな遺跡があるかどうかを調べ、範囲確認調査では、遺跡の規模や

時代を調べます。

これらの調査で遺構・遺物等が出土した場合、より詳しい調査(本格的な調査)へ進むため、作業が終了したら発掘場所をすぐに埋め戻します。



手作業での発掘



発掘された地層の確認

② 遺構・遺物発見

今回の調査では、集石遺構(石で火を炊いていた場所)や縄文土器、黒曜石などの石器が見つかりました。集石遺構のような土地に根付く不動産を遺構、土器や石器のような動産を遺物と言い、遺構と遺物を合わせて遺跡と言います。



集石遺構

③ 検証

遺構や遺物が出土した地層を観察し、その時代の生活や環境について検証していきます。近年では科学技術が進展し、年代の測定や石材の産地などを高い精度で分析することによって、多くのことが分かるようになってきました。



縄文時代の土器

④ 記録保存

遺跡は保存することが大前提ですが、現代の社会生活との共存も必要です。工事によって壊さざるを得ない遺跡については、事前に発掘調査を行い、記録を保存する場合があります。円滑に工事を進めるためには、遺跡の保存という大前提との調整を図りながら、工事設計の範囲や深さなどを協議していきます。

開発・工事の前は遺跡該当地の確認を

市内で土木工事・建築工事等(宅地開発、住宅建設、道路建設、河川、電源開発、施設整備、その他の事業)を行う際は、事前に遺跡区域に該当するか確認してください。また、遺跡内や隣接地で開発・工事を行う際は、工事着手の60日前までに文化財課に届け出てください。



市 HP
(埋蔵文化財発掘届出・通知書)

福井洞窟関係イベント

福井洞窟や発掘・文化財の魅力を知れる、各種イベントへどうぞご参加ください。

どうくつ体験リレー講座(無料)

日程 1月26日④14時～16時30分
場所 吉井地区コミュニティセンター
内容 テーマ=動物考古学
講師=岡山理科大学 富岡直人教授
定員 30人(応募多数の場合抽選)
申込 12月12日④～1月16日④に電話かファクス(64-3830)、Eメール(bunzai@city.sasebo.lg.jp)または直接福井洞窟ミュージアムへ
④福井洞窟ミュージアム ☎64-3830

特別史跡指定記念

CAVE フェスー洞窟であそぶ・まなぶー

日程 2月1日④11時～16時30分(予定)
場所 福井洞窟ミュージアム
内容 火おこしや弓矢体験など、地域の皆さんと一緒にさまざまな体験ができます。発表、食事などのブースを設ける他、講演会等も予定しています

④文化財課 ☎24-1111



福井洞窟ミュージアム HP

特集に関する問い合わせ 文化財課 ☎24-1111